三　教育時間が二時間以上（普通自動車対応免許以外の免許のみを受けようとし、又は受けている者及び令第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者に対する課程にあっては、一時間以上）であること。

四　この規則の規定を遵守し、その他第一条第三号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指定する者の運営の下に、行われるものであること。

3　第一条各号（第三号及び第六号を除く。）に掲げる課程に係る法第百八条の三十二の二第一項第三号ハの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　次の表の上欄に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる教育事項について、同表の下欄に掲げる教育方法により、あらかじめ教育計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。

課程の区分	教育事項	教育方法
一　第一条第一号に掲げる課程	イ　普通自動車等の運転について必要な技能及び知識 ロ　普通自動車等の運転について必要な適性 ハ　運転者としての資質の向上に関すること。	普通自動車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
二　［略］		

［項を削る。］

［1］　法第百八条の三十二の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　［同上］

課程の区分	教育事項	教育方法
一　［同上］	イ　大型自動車等の運転について必要な技能及び知識 ロ　大型自動車等の運転について必要な適性 ハ　［同上］	大型自動車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
二　［同上］	三　第一条第三号及び第六号に掲げる課程（いずれも法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者に対するもの） イ　運転者としての資質の向上に関すること。 ロ　身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性 ハ　道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識	イ　自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。 ロ　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転又は運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく個別的指導を含むものであること。